



平成30年3月末の
一人当たり正味借入金残高は
県38市中少ない方から7位、
29年度の財政力指数は
全国約800市中7位

この度、県市町村課が、30年3月31日現在の各市の財政状況に関する資料を発表しました。

それによれば、市の30年3月末現在の市民一人当たりの正味借入金残高（市債残高―各種基金残高）は5.1万円であり、県38市中少ない方から7位（23年3月末は4位、24年3月末は6位、25年3月末は7位、26年3月末は6位、27年3月末は7位、28年3月末は7位、29年3月末は7位）でありました。順位は、ここ数年横ばい状態です。

県54市町村平均の一人当たりの正味借入金残高26.9万円までには、市は、あと、（26.9万円―5.1万円）×7万2千530人＝1億円、借り入れを起

こせる余裕があるということになります。

また、全国的な29年度の財政力指数の数値が発表されました。それによれば、市は、1.331で全国7位（27年度は1.219で全国11位、28年度は1.283で全国8位）でした。ちなみに、1位豊田市1.683、2位みよし市1.638、3位千葉県浦安市1.510、4位東京都武蔵野市1.508、5位刈谷市1.383、6位茨城県神栖市1.333、8位千葉県成田市1.287、9位安城市1.281、10位東海市1.259でした（財政力指数とは、財政の豊かさを表す指数とされ、数値が大きいほど豊かであるといえます。自治体を運営するのに必要な経費に対して、自前の収入（税収など）がどれくらいあるかを示す数値です。指数が1を超えると国から地方交付税が交付されず「不交付団体」と呼ばれています）。

豊かさの一つの指標である財政力指数が、2年連続で全国ベストテンに入ったということは、市にとって大変喜ばしいことであります。

市としては、今後とも財政状況を正確に把握し、近隣他市とのバランスを計りながら、総合的市民満足度の最大化の実現を目指す中で、「世界に誇る碧南市」に近づけるよう努力していきます。

市民の皆様のご理解、ご支援をよろしく願います。

新築住宅建設等 促進補助制度を ご利用ください



問 商工課商工観光係 ☎(95)9894

地域経済の活性化、住宅建設の促進を図るため、市内に居住用の住宅を新築した人や新築住宅・新築マンションを購入した人に建設費（購入費）の一部を補助します。

対象 次のすべてに該当すること

- ・市内に居住用として平成30年1月～12月までに住宅を新築、または新築住宅・新築マンション（分譲住宅）を購入し、現に居住している人
※平成31年度に新たに固定資産課税台帳に登録された住宅が対象です。
- ・住宅の居住部分の床面積が50㎡以上で、玄関、台所、便所などがあること
- ・市の建築物地震対策補助金または民間住宅耐震改修補助金を受けていないこと

補助額 固定資産評価額の0.7%（限度額40万円）

●三州瓦利用促進加算

新築住宅建設等促進補助金の対象となる住宅で市内に本社または工場を有する事業者の事業所で生産された瓦を屋根材として使用した場合、1㎡あたり300円を加算（限度額10万円）します。

児童扶養手当・県遺児手当・ こどもすこやか手当の支給が 年6回払いになります

問 こども課育成支援係 ☎(95)9886

児童扶養手当法の一部を改正し、支給回数が4か月分ずつ年3回から2か月分ずつ年6回に変更され、11月から適用されます。11月分からは、奇数月に年6回、各2か月分が受け取れます。

支給月一覧

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
令和元年度	○				○			○		○		○
2年度		○		○		○		○		○		○

- ・現在、8月の現況届時に確認している前年所得によって、12月支給分からの手当額の変更を行っていますが、制度変更後は、翌年1月支給分から手当額の変更を行います。
- ・支給月が変わる11月の支給は、8月分から10月分までの3か月分が支給されます。これ以降は、1・3・5・7・9・11月の年6回、それぞれの支給月の前月までの2か月分が支払われます。
- ・11月から、児童扶養手当の支給は原則25日に変更となります（県遺児手当・こどもすこやか手当は現行どおり25日）。